

令和 4 年度北九州市障害者自立支援協議会 報告会

「障害者自立支援協議会のこれまでとこれから」

相談支援部会 部会長 大塚 文

相談支援部会では、相談支援専門員を「ソーシャルワーカー」として捉え、その相談支援の一助となるよう活動している。

令和 2（2020）年に相談支援専門員の実態把握のための調査を、令和 3（2021）年はコロナ禍における相談支援に関する調査を行った。

相談支援専門員は国家資格化されておらず、知識・技術・倫理観などが個人によって様々で、確立されていない懸念もあることから、令和 3（2021）年に、支援の拠りどころとなる「北九州市版 倫理綱領」の作成に向けてワーキング・グループ（WG）を組織し、検討を開始した。この倫理綱領が相談支援の質の向上に寄与し、相談者である障害児者や家族へのよりよい支援に繋がることに期待している。

以下、令和 2 年度から令和 4 年度までの事業について報告する。

【令和 2 年度：相談支援専門員調査】令和 2 年 12 月 4 日～12 月 21 日

- ・回収率 31.4%（149 事業所中、47 事業所が回答）
- ・53.9%が 1 人事業所だった。
- ・「相談支援で課題を感じる」のは、家族が特に高かった。
- ・「支援方法の課題」では、多い順に「情報収集」「介入」「記録方法」「アセスメント」と続き、基本的な支援に不安があるのではないかと想像された。
- ・「支援に困ったときの相談相手」は、「他事業所の相談支援専門員」が 50%で、多い順に「事業所の同僚」「事業所の上司」「基幹相談支援センター」で、「相談できる人がいない」との回答は 8.7%あった。
- ・支援に困ったときの拠りどころは、「相談者の考え・意見・価値観」が 85.1%と圧倒的に多く、「自分の考え・意見・価値観」「研修や文献で得た知識」「同僚の意見・助言」の 3 つはいずれも 45%程度、「倫理綱領」は 10%程度だった。
- ・「支援に困ったことが解消されているか」については、「概ね改称されている」「殆ど解消されている」は 76.6%だった一方、「殆ど解消されていない」が 23.4%だったは注目に値する。
- ・「希望する研修会」は、「事例検討」「意見交換」が 60%を超え、「講義形式」を大きく上回った。
- ・記述についてはここに詳細を記載しないが、自立支援協議会への不満なども多く書かれており、今後の相談支援体制などの参考にできる。
- ・回収率が低く実態把握は不十分であるが、相談支援について、特に迷った場合の相談体制や解消されていない問題への対応をどのように行うかが課題である。また支援に困ったときの拠りどころが「相談者自身である」と述べた割合が大変高く、自己決定や意思決定支援の根幹として、重要な視点を持ちつつ支援している様子も窺えた。これに加え、倫理綱領などで、相談支援専門員の支援を補強する必要性も示唆された。令和 5 年度は、この調査を生かし、必要に応じた新たな調査なども検討しつつ、相談支援体制について検討を続ける。

【令和 3 年度：コロナ禍における相談支援】令和 3 年 4 月 13 日～4 月 26 日

- ・回収率 28.2%（149 事業所中、42 事業所が回答）
- ・「相談支援専門員としての実務経験」は、3 年未満が 40.5%、3 年以上 5 年未満が 28.6%で、併せて 7 割近くを占め、10 年以上は 2.3%だった。
- ・「コロナ蔓延によって影響を受けた」のは、「モニタリングなど対面による対応」が 92.9%と高く、「オンラインによる会議の増加」「事務業務の増加」「事業所の一時閉鎖」と続いた。
- ・「コロナに関連した相談を受けたことがあった」のは 90.5%で、「本人が感染した場合の対処」「本人の施設家族が感染した場合の対処」「通所に関する相談」がいずれも 50%を超えた。次いで「本人の日常生活の相談」「PCR 検査」「体調管理」「本人の仕事の相談」と続く。
- ・回収率が低いため実態把握は不十分であるが、相談支援専門員の経験年数は低く、コロナ禍の混乱に対応することの難しさが想像できる。令和 2 年度の調査で明らかになった 1 人事業所の多さを加味すると、不安も大きかったと考えられる。また本人・家族・相談支援専門員が対面で支援を行うことは基本だが、それがままならなくなった厳しさも、影響の多くを占めていた。
- ・記述についてはここに詳細を記載しないが、コロナ禍でどのような支援ができるか、試行錯誤する様子がリアルに記載されていた。
- ・コロナ禍での基本的な対応は、厚生労働省や北九州市の方針に従って行われたが、相談者・家族・相談支援専門員・その他の関係者が経験した過酷な状況とその対処の一部を理解できたことは貴重だった。特に経験が少なかったり一人事業所の相談支援専門員であったりする場合は、特に安心して相談にのれる体制を検討する必要がある。

【令和 3 年度：倫理綱領の策定にむけたワーキング・グループ（WG）の設置と検討】

- ・WG は、7 名の希望者により構成され、座長・副座長を互選により決定した。
- ・WG での議論は、令和 3 年 9 月 28 日～令和 4 年 3 月 31 日まで、11 回行った。

【令和 3 年度：指定相談支援事業者等連絡会議の運営】

- ・指定相談支援事業者等連絡会議を北九州市障害者自立支援協議会の会議体の一部として運営、2 か月に 1 度の定例開催とした（8 月 16 日・10 月 21 日・12 月 16 日）。
- ・主な議題は、アンケート結果報告・相談支援部会の運営について・倫理綱領の進捗・医療的ケアの必要な子どもの災害個別支援計画の作成など。

【令和 4 年度：倫理綱領の策定 2022 年度版の検討と作成】

- ・WG は、9 月 21 日に再開し、5 回開催した。
- ・令和 4 年 12 月から、障害者団体・家族会などからの意見募集を行った。概ね好意的な意見だった。
- ・令和 5 年 3 月 15 日に最終検討し、北九州市版相談支援専門員倫理綱領 2022 を完成した。

【令和4年度：指定相談支援事業者等連絡会議の運営】

- ・定期開催を行った（8月18日・10月20日・12月15日・2月16日）
- ・主な議題は、災害時の個別支援計画・ヤングケアラーの支援・重度障害者就労支援特別事業・発達障害に関する相談カフェ・医療的ケア児コーディネーター・倫理綱領への意見収集など。

令和5年度の計画については、これまでの調査結果や倫理綱領策定後にこれをどのように生かすかなどを含め、相談支援部会の運営や在り方、相談支援専門員の支援や研修などの検討できるよう、努力を続ける。